

岡山市社会福祉協議会 切山基金 令和8年度 支え合い活動助成金 要領

1. 目的

地域のつながりの希薄化や単身高齢者の増加により、日常生活におけるちょっととした困りごとを抱える人が増加している。地域住民同士の助け合い・支え合いによる電球の交換やゴミ出し等の生活支援活動に取り組む団体へ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に実施する。

2. 対象団体

前項の目的にある地域の福祉課題解決に取り組む、以下の条件をすべて満たす団体。

- ①町内会、ボランティアグループ等 ※NPO法人は対象外とする
- ②岡山市内に拠点を置き、岡山市内において活動している団体
- ③団体の規約もしくは会則を有していること
- ④政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体
- ⑤反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- ⑥団体としての活動を定期的・継続的に実施していること

3. 助成対象活動

一人暮らし高齢者等を対象とし、掃除、買い物、ゴミ出し、草取り、話し相手、電球交換、移動等のちょっとした日常の困りごとを支援する「生活支援」の活動。

4. 助成額

助成金は、1団体につき10万円を上限とする。

5. 助成対象経費

助成対象事業を実施するために必要な以下の経費で、他の助成金や利用料等で賄えない経費とする。なお、同一事業への助成は5年を限度とする。

- ①事務消耗品費（草刈機等の電動器具、草刈り用の燃料費・刃、スタッフ用ジャンパー・名札、衛生用品、ゴミ袋、手袋、脚立、コードリール、のこぎり等）
※草刈機等の電動器具は、単価5万円（税込み）以下の物とする
- ②広報費（チラシ）
※広報費の申請は2万円までとする
※印刷物は周知用のチラシを想定し、過度に高価でないもの
- ③保険料（ボランティア活動保険等）

※但し、以下の費用は、助成対象経費としない。

- ・経常的な団体の運営費
例) 職員・構成員の人工費、謝礼金、飲食費、宿泊交通費、賃借料、光熱水費、通信費など
- ・設備・備品の購入費（単価5万円（税込）を超える物品の購入）
例) テレビ、パソコン、デジタルカメラ、プリンターなど汎用性のある物品の購入
- ・リース料、レンタル料
- ・その他助成事業に直接結びつかない費用

6. 申請方法

申請書（様式1）及び前年度の決算報告書、活動状況がわかるもの（チラシ・パンフレット等）、振込先口座の通帳の写し（申請団体名、口座番号の分かるページ）を提出すること。

※個人名義の通帳は認めない。

※申請先は企画広報・ボランティア課とし、郵送、持参での提出とする。

7. 助成金の審査及び決定

助成金は審査会をもって決定する。

助成金額は、事業内容等を勘案し、本会の予算の範囲内で決定する。

審査は、下記の日程で2回実施する。審査結果については、後日書面にて通知する。

なお、審査内容等については開示しない。

- ・1回目 書類申込期限：令和8年2月27日（金）（必着）とし、翌月に審査を実施する
- ・2回目 書類申込期限：令和8年8月10日（月）（必着）とし、翌月に審査を実施する

8. 助成明示

印刷物には、岡山市社会福祉協議会切山基金の助成を受けていることを明示すること。また報告時には明示した資料を添付すること。

9. 事業報告

交付を受けた団体は、その年度の3月末までに事業を終了することとし、実施後速やかに、実施報告書（様式2）及び、領収書の写し、事業実施が確認できる資料（写真、チラシ等）を提出すること。

なお、助成事業の内容が変更となり余剰金が生じた場合は、速やかに返還届（様式3）を提出し余剰金を返還すること。また、虚偽の申請、助成金の目的外使用、未執行についても同様とする。

10. その他

本助成は、岡山市社会福祉協議会切山基金を活用して実施する。

本事業は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程に準拠する。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

《岡山市社会福祉協議会切山基金について》

故切山須美子様からの「私の経験では一人での介護は心細く寂しい思いをしました。介護する方で配偶者・兄弟姉妹や子供、親族の助けのない生活が困窮する独り身の方の支援になればと切に願いこの資金を残しました。」という遺言に基づき設立された岡山市社会福祉協議会切山基金を活用し、岡山市内の日常生活に困難を抱え援助が必要な方が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためのより良い支援を実現する目的で運用しています。

附則

この要領は、令和2年3月12日から適用する。
この改正要領は、令和2年10月1日から適用する。
この改正要領は、令和2年12月1日から適用する。
この改正要領は、令和4年4月1日から適用する。
この改正要領は、令和5年4月1日から適用する。
この改正要領は、令和6年4月1日から適用する。
この改正要領は、令和7年4月1日から適用する。
この改正要領は、令和8年1月28日から適用する。